

学生各位

青森公立大学 学部長 神山 博

2023年5月8日以降の青森公立大学生の感染防止対策について【2023年度春学期】

新型コロナウイルス感染症については、2023年5月8日以降、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとなりました。しかし、感染症法上の位置づけが変更されても、ウイルスの感染力や重症化リスクは変わらず、青森市内でも依然として感染者が発生し続けている状況です。

本学では、教室収容率を100%まで制限緩和していることにより十分に距離を保つことが難しいことから、今後も「周囲の方に感染を広げないため」「自身を感染から守るため」に学内ではマスクの着用をお願いします。

【基本的な対応】

- 学内では、正しくマスク（「不織布」を推奨）の着用を推奨する、それ以外の場所では、マスクの着用は個人の判断に委ねるが、通学時の混雑した電車・バス等を利用する場合などにおいても、マスクの着用を推奨する。
- ウイルスの感染力等は変わらないため、油断をせず、規則正しい生活を意識し、日々の検温など体調管理に努め感染症対策を行うこと。また、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」を意識して行動する。

【感染が疑われる場合、公欠の取扱い】

- 発熱や咽頭痛、せき等の普段と異なる症状がある場合には、通学を控えること。また、別紙の「【学生向け】体調不良の場合の行動について」を参照し、授業担当教員や事務局への連絡など適切な対応を取ること。
- 5月8日以降は、これまで「濃厚接触者」として扱われたケースであっても、本人の感染が確認されておらず、無症状である場合には、通学することが可能となるが、少しでも気になる症状等がある場合には、通学を控え、事務局に連絡して対応を確認すること。
- 5類感染症へと移行したことに伴い、大学における公欠の扱いは以下のとおりです。

	旧 (5月8日まで)	新 (5月8日以降)
陽性者	公欠対象	公欠対象※1
濃厚接触者	公欠対象	対象外
ワクチン接種	公欠対象	対象外

※1 出席停止措置期間の目安としては、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となる。また、無症状の感染者については、「検体を採取した日から5日を経過するまで」となる。

- 今後は、重症化リスクがなく、症状が軽い場合は、自己検査で感染の有無を確認することや、自宅療養が推奨されており、抗原検査キット（医療用）や解熱剤等の常備薬を準備しておくことが望ましい。

【サークル活動、課外活動】

サークル活動をはじめとする課外活動について、特段制限をかけるものではないが、飲食を伴う活動や懇親会等を実施する場合、移動等で混雑する公共交通機関等を利用する場合には、感染対策に留意すること。